

特別定額給付金に関するご質問

I 給付対象について

問1	この給付金の対象者は誰ですか。
----	-----------------

● 原則として、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり10万円を給付することになっています。

● 令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている、外国人(技能)実習生・留学生は給付対象者となります。

(外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。)

● 新型コロナウイルスで国に帰ることができないなどの理由により、4月27日の時点では短期滞在となっていた人のうち、4月27日より前に住民基本台帳に記録されており、4月27日より後に再び住民基本台帳に記録された人は給付対象になります。

※在留資格を短期滞在から中長期滞在に変更する必要があります。

(新型コロナウイルスのための特別なルールがあります)

在留資格の変更については、出入国在留管理庁の外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。外国語で相談することができます。

・電話番号:0570-013904(IP、PHS、海外からは03-5796-7112)

・時間:月曜日から金曜日 8:30~17:15(土曜日・日曜日・祝日は休みです)

問2	事情により、4月27日(基準日)時点で、どの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない場合は、給付対象にならないのでしょうか。
----	---

● 基準日(4月27日)以前に、いずれの市区町村の住民基本台帳に記録されていなくても、基準日において、日本国内で生活していた方は、基準日の翌日(4月28日)以後、初めて住民基本台帳に登録した市区町村で給付することになります。

問3	収入による条件はありますか。 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付対象とならないのでしょうか。
----	---

● 収入による条件はありません。

● 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護であることに関わらず、給付対象となります。

● なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いとする方針です。

問4	現在、大阪市に住んでいますが、事情により大阪市に住民票を移していません。この場合、大阪市からは給付されないことになるのでしょうか。
----	---

特別な事情のない限り、住民票の登録している市区町村で給付になりますが、配偶者や親族からの暴力を理由に大阪市に避難している場合は、大阪市から給付します。

受給にあたっては申請書の提出などの手続きが必要です。詳しくは[「配偶者や親族からの暴力を理由に逃げている外国人のみなさんへ」](#)をご覧ください。

II 申請手続きについて

問1	給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。
----	--

●郵便で申し込むか、パソコンなどオンラインで申し込む方法があります。区役所に申し込むための窓口を置く予定はありません。

●大阪市が、あらかじめ給与対象者の氏名や生年月日などを記載した申請書を郵便で送ります。申請書に必要なことを書いて一緒に入っている封筒に入れて、大阪市に送ってください。

→ [申請書の書き方を見てください。](#)

●申請書を5月22日から送ります。たくさんの方に順番に送ります。すぐに届きません。

●マイナンバーカードを持っている人は、オンラインで申し込むこともできますが、入力を間違えると、お金をもらうまでに長い時間がかかります。まだ申請していない人は、郵送での申請をおすすめします。

※オンライン申請の受付は、令和2年6月10日(水曜日)に終了いたしました。

問2	給付金を受け取るのは、誰になるのですか。
----	----------------------

●受給権者は、その方の属する世帯の世帯主です。

●「世帯主」は、家族の代表の人です。家でおもに生活のためのお金を稼いでいる人です。

問3	郵送申請の場合 申請書以外に準備すべき書類はありますか。
----	------------------------------

① 本人確認書類(世帯主の方のみ)

在留カード、特別永住者証明書、パスポート、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証、年金手帳、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、写真付き住民基本台帳カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、身体障がい者手帳等官公署発行の顔写真付き証明書、生活保護決定通知書(特別定額給付金の申請日から約3か月以内に発行されたもの)、休日・夜間等診療依頼証、雇用保険被保険者手帳等の写しをいずれかひとつ

※マイナンバーをお知らせした通知カード(顔写真なし)や住民票の写しは本人確認書類になりません。

※運転免許証・健康保険被保険者証の裏面コピーは、住所の記載がない場合は必要ありません。

※年金手帳に住所記載がない場合、お名前、生年月日の記載があるページをコピーしてください。

② 振込先口座確認書類

「金融機関名・口座番号・口座名義人」が分かる通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写しをいずれかひとつ

→ [申請書の書き方を見てください。](#)

問4	代理人申請について
----	-----------

●後見人や世帯主が入院中等、世帯主本人が申請書類を記入できない状況の場合は、世帯主の同意のもと、代理人申請ができます。

世帯主の本人確認書類、代理人の本人確認書類に加え、世帯主と代理人との関係がわかる書類(注)を添付してください。

●代理人申請を行う場合は、必ず、申請書裏面の「4 代理申請(受給)を行う場合」の欄に、代理人の氏名・生年月日・住所等の必要事項を記入してください。

その際、世帯主の押印・署名等を忘れないように注意してください。

(注)関係がわかる書類

	代理申請できる者	世帯主と代理人との関係がわかる書類等
原則	(1)令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の委任欄への記載が必要 ・同一世帯であることは住基で確認できるため、両者の関係を示す書類の添付は不要
	(2)法定代理人 ①成年後見人 ②保佐人・補助人(公的給付の受領に関する代理権が付与されている場合に限る) ③上記以外の法定代理人(上記代理権を付与されていない保佐人・補助人、同一世帯でない親権者、未成年後見人など)	【委任状(申請書の委任欄への記載)】 <ul style="list-style-type: none"> ・「①成年後見人」「②公的給付の受領に関する代理権が付与されている保佐人・補助人」は、申請書の委任欄への記載は不要 ・「③上記以外の法定代理人」は、申請書の委任欄への記載が必要 【代理関係の確認書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・「①成年後見人」の場合は、登記事項証明書の写しを添付 ・「②公的給付の受領に関する代理権が付与されている保佐人・補助人」の場合は、登記事項証明書の写しに加え、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録の写しも添付 ・「③上記以外の法定代理人」は、本人と代理人との代理関係を説明する書類を添付

(上記以外) (代理申請できる者の例) (必要書類等)

寝たきり、認知症の方	同一世帯以外の親族	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の委任欄への記載が必要 ・本人と代理人との代理関係を説明する書類(戸籍謄本など)
里子(里親の住所地に単身世帯として住民登録)	里親	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の委任欄への記載が必要 ・里親であることを証する書類(措置決定通知書の写しなど)
留置施設・刑事施設に留置・収容されている未決拘禁者	弁護士	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の委任欄への記載が必要 ・本人と代理人との代理関係を証する書類の写しなど

問5	世帯主が4月28日以降に亡くなりました。申請書はどのように、記入すればよいのでしょうか。
----	--

● 申請書は、4月27日時点の住民票データを基本として、5月22日以降順次送付されますので、申請書には、お亡くなりになられた方も含めた世帯が記入されていますが、その世帯に他の世帯員がいる場合は、その世帯員のうち、新たに世帯主となられた方が、亡くなられた世帯主の分も含めて申請し、給付を受けることができます。

その際には、世帯主名欄に、新たに世帯主になられた方のお名前、生年月日を赤字訂正いただき、署名もしくは押印欄に、新しい世帯主のお名前をご記入ください。同じく給付対象者欄にお亡くなりになられたお日にちをご記載の上、世帯主を新たな世帯主として、赤字訂正していただくようお願いいたします。

振込先は新たな世帯主のものを指定し、本人確認書類には、新たな世帯主の方のものを添付してください。

● 単身の世帯主が4月27日以降に亡くなられた場合、申請前であれば権利がなくなります。申請後であれば相続する人が受取ることになります。

問6	住民票と住んでいるところが違うため、申請書が届きません。
----	------------------------------

● 転居、入院などで、住民票の登録地で郵便が受け取れない場合は、コールセンターへ連絡いただければ、居住地へ「特別定額給付金申請書」をお送りいたします。
次の情報を電話またはファックスにてご連絡ください。

- ・世帯主氏名(漢字及びふりがな)
- ・電話番号
- ・生年月日
- ・現在の住所(ご希望の送付先)
- ・令和2年4月27日(基準日)時点の大阪市の住民票記載のご住所

【連絡先】

コールセンター

電話番号 0570-000238

06-6121-2977

ファックス 0570-550362

再送付申請専用メールアドレス saisou@city.osaka.lg.jp

※再送付以外の質問には、お答えできません。

- ご連絡いただいた情報を確認し、受給要件を満たしていることが確認できましたら、居住地あてに「特別定額給付金申請書 送付 依頼届」を送付いたします。
- 「特別定額給付金申請書 送付 依頼届」が届きましたら、必要事項を記入し、同封の返信用封筒に「特別定額給付金申請書 送付 依頼届」と「本人確認書類のコピー」「現在の居所が確認できる書類のコピー」を同封してご返送ください。ご返送いただけましたら、「特別定額給付金申請書」を居住地あて送付いたします。
- 添付書類は「特別定額給付金申請書 送付 依頼届」を交付するための審査書類となります。なお、令和2年4月27日時点の住民登録が確認できない場合は、その旨ご連絡させていただきます。
- 本人が申請書を受け取ることができないなど、代理人申請が必要な場合は、郵便が届くよう、あて名書きについては、ご希望の送付先住所の後に「〇〇〇〇様方 ご本人名様」と記載してください。

問7	口座情報の記入を間違えてしまいました。訂正印などは必要ですか。
----	---------------------------------

- 発送前にお気づきの場合は、二重線で消した後、正しく書き直し、訂正印を押してください。間違えたまま、発送してしまった場合でも、口座情報確認書類のコピーを同封していただければ、コピーの内容を優先しますので、同封の確認書類は忘れないようにしてください。

問8	郵送されてきた申請書に同封されているはずの返信用封筒が入っていません。
----	-------------------------------------

- コールセンターへご連絡ください。返信用封筒を送付します。急いでいる場合は市販の封筒で、下記住所あてに送ってください。その際の切手代は、負担してください。

〒530-8790

大阪北郵便局留

大阪市特別定額給付金事務局 行

問9	本人確認書類など、添付すべきコピーを同封せずに送ってしまいました。コピーだけ送ったらいですか。
----	---

- 申請書に不備が見つかった場合は、訂正する内容と、申請書類一式を返却しますので、訂正後、

再度送り返してください。

※コピーだけを送付いただいた場合でも、こちらで確認が取れない場合には、同様の対応となりますので、ご了承ください。

問 10	給付の日はいつですか。
------	-------------

- オンライン申請分につきましては、5月28日から順次支給を開始しています。
- 個別の申請状況をホームページでご確認いただけます。詳しくは、ホームページの「お問い合わせについて」(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000502306.html>)をご確認ください。それ以上の詳しい内容については、コールセンターへお問い合わせください。
- 全体的な進捗状況は、ホームページの「給付について」をご確認ください。
- 郵送申請分につきましては、6月9日からの給付を予定しています。
- 申請に不備があると給付までに時間がかかります。申請者誤り(世帯主でない方からの申請)、世帯人数の不一致、口座情報の誤り(世帯主でない方の口座)、添付書類漏れ等が非常に多くなっています。申請書を送る前には、十分内容を確認してください。

問 11	申請書はいつ届きますか。
------	--------------

- 5月22日(金曜日)より順次発送を開始していますが、全世帯に行き届くまでかなり時間がかかっています。申請書が届くまでもうしばらくお待ちください。
- 4月28日から5月12日の間に転居した人等(事情により住所が変わった方含む)は、6月19日から順次申請書を発送します。申請書が届くまでに時間がかかります。7月中旬を過ぎても届かない場合は、コールセンターへお問合せください。
- 4月28日以降に転居された場合は、4月27日基準日時点の住所に送付いたします。
- 転送サービスを利用している場合は転居先へ転送されますが、利用しておらず、本市に返送された分については、改めて新住所へ送付いたします。
- 申請書が届いたら、印字されている内容に誤りがないか、ご確認ください。誤りがある場合は赤字で直してください。

問 12	住民票の登録はありますが、申請書を受け取れる送付先がありません。その場合の申請書の受け取りはどうしたらよいですか。(ネットカフェ等)
------	--

- 令和2年7月22日より区役所窓口で申請書を交付します。窓口については最寄りの区役所へお尋ねください。
- 受付の際には、本人確認書類の提示をお願いいたします。
- 印字された申請書の再交付には、時間がかかるので後日、区役所が指定する日時にお受け取りください。白紙の申請書は即時の交付が可能ですが、給付まで相当のお時間がかかります。印字された申請書をお待ちいただき、ご申請いただくほうが、給付日は早くなります。また、白紙の申請書を提出される場合は、住民票の写しを添付する必要がありますので、前もってご用意ください。

Ⅲ 受給の方法について

問1 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、世帯主の本人名義の銀行口座への振込みとなります。
- 「世帯主」は、家族の代表の人です。家でおもに生活のためのお金を稼いでいる人です。

問2 口座を持っていない場合、給付金はどのように受け取るのですか。

- 口座をお持ちでない方には、現金にてお渡しいたします。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、密を避けるため、給付金をお渡しする日時・場所を指定させていただき、順次、簡易書留にてご案内いたします。
- なお、口座をお持ちでない方の申請状況を確認しながら、何回かに分けて給付金をお渡しする日を設定いたしますので、ご案内が届くまでお待ちください。

問3 特別定額給付金は、課税対象となりますか。

- 法律により非課税になりますので、課税されません。

Ⅳ 申請・給付時期について

問1 大阪市では、いつから申請できますか。給付はいつ頃ですか。

- 5月22日(金曜日)から、各世帯に対し、あらかじめ給付対象者の氏名や生年月日などを記載した申請書を郵便で、順次お送りしています。
- オンライン申請分につきましては、5月28日から順次給付を開始しています。
- 郵送申請分につきましては、6月9日から順次給付する予定です。
- 書き間違いや書類が足りないと時間がかかります。

問2 申請はいつまで受け付けてくれますか。

- 郵送申請は令和2年8月25日(火曜日)消印有効となります。
- オンライン申請は令和2年6月10日(水曜日)となります。

Ⅴ お問い合わせ先、その他

問1 区役所に、申請書の提出や現金給付のための窓口は設置されますか。

- 大阪市においては、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、区役所に人が殺到することを避けるため、区役所に窓口を設置する予定はありません。

問2 特別定額給付金についての問い合わせ先はどこですか。大阪市のコールセンターは設置されますか。

- 大阪市の特別定額給付金の問い合わせは 専用コールセンターをご利用ください。

~~7月末まで~~ 月曜日～金曜日 9時～20時(祝日除く)

~~8月以降~~ 月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日除く)

(~~8月末までは~~土曜日・日曜日・祝日 9時～17時30分)

(注)上記は変更になる場合があります。

電話:0570-000238 (注)一部 050IP 電話からは発信できない場合があります。

電話:06-6121-2977

ファックスもご利用ください。

ファックス:0570-550362(申請書、**添付書類**はファックスでは受付していません。)

~~※コールセンターにつながらない場合で、次の内容をお問い合わせの場合は、住んでいる区の区役所へお問い合わせください。~~

~~《区役所でご案内できる内容》~~

~~・特別定額給付金の概要に関すること~~

~~・申請書の書き方の助言等~~

●個別の申請状況をホームページでご確認いただけます。詳しくは、ホームページの「オンラインでの申請状況の確認」(<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000502306.html>)をご確認ください。

それ以上の詳しい内容については、コールセンターへお問い合わせください。

●個別の申請状況をホームページで確認するには、お問い合わせ番号(申請関連書類に記載されています。)が必要です。

●外国語で問い合わせたい場合は、

公益財団法人大阪国際交流センターにお問い合わせください。

英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語でお話できます。

[大阪国際交流センターのHP案内](#)